

○駐在所報償費支給要領の制定について(通達)

(平成5年4月1日岡会第442号/岡務第791号/岡地第492号警察本部長例規)

**改正** 平成6年8月岡会第530号・岡務第861号・岡地  
第520号

平成9年12月岡会第691号

平成10年3月第108号

平成13年3月岡会第133号・岡務第4047号・  
岡地第68号

平成18年12月岡会第648号・岡務第4154号・岡  
地第302号

平成21年3月岡務第195号

平成22年3月第260号

平成25年3月岡務第204号

平成25年12月岡務第903号

令和2年3月30日岡務第302号

令和3年3月24日岡務第254号

令和5年3月7日岡務第205号

令和7年3月14日岡務第243号

各部長・参事官・所属長

この度、駐在所に勤務する警察官の家族に支給する駐在所報償費について、配偶者等家族協力者の処遇改善の一環として家族協力費の増額が認められた。については、別添のとおり駐在所報償費支給要領を制定し、平成5年4月1日から施行することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、駐在所報償費支給要領の制定について(通達)(平成4年3月12日岡会第142号、岡務第248号、岡外第231号例規)は、廃止する。

別添

駐在所報償費支給要領

第1 支給範囲

駐在所報償費(以下「報償費」という。)は、駐在所に居住している警察官(以下「駐在所居住警察官」という。)の家族で、現にその駐在所に同居し、平素その警察官の業務を補助しているもの(以下「同居の家族」という。)1名に対して支給するものとする。

第2 受給資格の認定申請

駐在所居住警察官は、同居の家族に対する報償費の支給を受けようとするときは、駐在所報償費受給者認定申請書(様式第1号)を警察署長に提出するものとする。

第3 警察署長の認定

警察署長は、第2の申請書を審査の上、受給しようとする者が次のいずれかに該当すると認めるときは、受給資格の認定を行うものとする。

- (1) 駐在所居住警察官の配偶者で、現にその駐在所に同居し、願届の受理、電話の応対、建物の管理等の警察業務を常時補助するもの

- (2) 休職となった駐在所居住警察官の配偶者で、引き続き駐在所に同居することを認められ、(1)に掲げる者と同じ立場にあるもの
- (3) (1)及び(2)に掲げる者で、その者が職業(パート勤務を含む。)を有し、(1)に掲げる者と同等の立場にあるもの
- (4) (1)及び(2)に掲げる者以外の者で、警察業務を常時補助すると認められ、事前に警察本部長の承認を受けたもの

#### 第4 支給期間

- 1 警察署長が、支給資格がある者(以下「受給者」という。)として認定したときは、受給者が認定を受けた日から支給資格の認定を解除され又は取り消された日の前日までの間、当該受給者に報償費を支給するものとする。
- 2 駐在所居住警察官が、その所属する警察署を異にして異動した場合、当該月分の報償費は、従前所属していた警察署において支給するものとする。ただし、新たに所属することとなった警察署において同居の家族が引き続き支給資格の認定を受けたときは、従前所属していた警察署における補助日数を通算して、新たに所属することとなった警察署において支給するものとする。

#### 第5 支給額及び支給基準

- 1 報償費は、月額 79,000 円を上限として支給することができる。
- 2 報償費は、次の基準により支給するものとする。

区分	補助日数 (21 日以上)	補助日数 (15 日以上 20 日以下)	補助日数 (8 日以上 14 日以下)	補助日数 (1 日以上 7 日以下)
第3の(1)、(2)又は(4)に該当する者	79,000 円	62,000 円	40,000 円	20,000 円
第3の(3)に該当する者	23,000 円	21,000 円	19,000 円	18,000 円

#### 第6 支給日

報償費は、毎月給料支給日にその前月分を支給するものとする。ただし、配置換等により支給資格を失うこととなる場合は、その都度支給することができる。

#### 第7 支給手続

- 1 駐在所に勤務する警察官は、受給者の前月分の補助活動状況報告書(様式第2号)を作成の上、毎月5日までに地域安全官又は地域課長若しくは地域交通課長に報告し、補助活動状況の確認を受けなければならない。
- 2 報償費は、補助活動状況報告書の確認の後、口座振替の方法により支払うものとする。ただし、特別な事情によりこれにより難しい場合は、資金前渡の方法により支払うことができる。

#### 第8 認定取消

警察署長は、受給者が別居その他の理由により支給資格認定基準を欠くと認めるときは、支給資格の認定を取り消すものとする。

## 第9 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
駐在所報償費受給者認定申請書	受理した警察署	長期
補助活動状況報告書	〃	1年

### 様式第1号

駐在所報償費受給者認定申請書

[別紙参照]

### 様式第2号

補助活動状況報告書

[別紙参照]